

専門調査会において出された意見の整理（未定稿）

～配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップ～

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に盛り込む事項について

（注）第 68 回から第 71 回までに専門調査会において委員及び有識者から出された意見を男女共同参画局において整理したもの。

1 関連制度・施策の変更

＜基本方針に盛り込む事項＞

- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が外国人住民も対象となること
- 配偶者からの暴力及びストーカー行為等に加え、児童虐待及びこれらに準ずる行為も住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となること
- 父又は母が保護命令を受けた児童についても児童扶養手当の支給が可能となること
- 在留資格の取消を行わない場合の具体例に「配偶者からの暴力を理由として、一時的に避難又は保護を必要としている場合」が該当すること

2 関係機関・民間団体等との連携協力

＜調査会において指摘された課題等＞

- 被害者への対応については地域間格差が課題ではないか。
- 市町村の支援センターは、地域での生活再建支援の受け皿として、支援のワンストップセンター化により相談から自立までの一体的な仕組みができるもの。切れ目のない支援を行うためには、市町村の関係機関が連携や役割分担を行うことが必要ではないか。
- 民間支援団体と連携し、同行支援や継続的相談などのサポートシステムが考えられるのではないかと。相談・保護・自立までの一貫した支援を行うためには、地域の民間団体の協力を得ることが必要ではないか。
- 協議会等の参加機関には、年金事務所などが考えられるのではないかと。

＜基本方針に盛り込む事項＞

- 被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築促進
- 民間団体との連携促進
- 協議会の参加機関の拡充

3 保護命令制度の適切な運用の実現

<調査会において指摘された課題等>

- 保護命令は、危険度を一番わかっている被害者が申立てをし、中立の機関が判断して、事前に危険な行為を規制するものであることから、交際相手からの暴力についても保護命令の対象を拡大する方向が考えられるのではないかと。
- 配偶者暴力防止法については、家族の法の枠組みとして家庭関係の問題が議論されてきたものであり、保護命令の法的性格は、家庭生活や生活圏にあることを前提として被害者の保護を図るものと考えられるのではないかと。
- 保護命令に関して、その対象と時期の問題が考えられるが、ストーカー規制法に基づく制度では足りないのか、裁判所として審尋等の期日を経ずに発令された事例があるかなどを明らかにする必要があるのではないかと。
- 保護命令の申立て支援に関し、地方裁判所、警察本部、支援センターが参加する連絡会議が開催され、平素より連携関係にある事例の報告があった。
- 再度の申立てにおける保護命令の発令件数を記載すべきではないかと。
- 「生活の本拠を共にする交際をする関係」の解釈運用については、啓発、広報が必要ではないかと。

<基本方針に盛り込む事項>

- 緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができることに関する周知
- 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察等が参加する協議会等での検討
- 再度の申立てにおける保護命令の発令件数の記載

4 相談、一時保護、自立支援の充実

<調査会において指摘された課題等>

- 婦人相談員の専門性と処遇が課題ではないかと。
- 一時保護所については、非常勤職員の割合の高さ、入所や支援の地域間格差、入所期間の短さ、バリアフリー化などの課題があるのではないかと。支援のガイドラインや

基準を策定する必要があるのではないか。

- 危険性を見極めるスキルを現場に浸透させるため、研修が必要ではないか。
- 女性の生活困難と社会的孤立の問題は切り離せないものであることから、そういう面を含めた対策も考えられるのではないか。
- 関係法令を組み合わせ適正に運用する場合、どのように利用できるのかわかりやすく提示する必要ではないか。

<基本方針に盛り込む事項>

- 実施時期等を工夫した研修の開催
- バリアフリー化の促進
- 自立支援プログラムの策定
- 新たな生活困窮者支援制度の活用
- 警察がとり得る各種措置の教示、被害者の意思決定の支援

5 被害者の安全の確保（広域的な連携の推進、情報の保護）

<調査会において指摘された課題等>

- 被害者は遠くに離れたいという気持ちにあり、近隣の市町村で広域対応を図ることができれば、被害者の安全の確保の観点からも良いのではないか。
- 加害者が県境を越える場合があることから、県境を越えた連携や事案の共有をシミュレーションすることが必要ではないか。
- 逮捕状の手続では被害者の名前や住所が明確にされるので、被害者のプライバシーを秘匿することが課題ではないか。
- 住民基本台帳の閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報については、加害者に対し提供することがないよう徹底する必要があるのではないか。

<基本方針に盛り込む事項>

- 配偶者暴力相談支援センターと警察や近隣の地方公共団体との連携促進
- 加害者等に対し、被害者等に係る情報を提供することがないよう周知徹底

6 加害者への対応

<調査会において指摘された課題等>

- 警察では、加害者心理を理解した上での取組を考えることが必要ではないか。
- 加害者更生については、調査の結果により判明した今度の対策や課題を盛り込む必

要があるのではないか。

- 人権擁護委員や法務局職員については男性の相談対応があるので、加害者の問題も含めて研修する必要があるのではないか。

＜基本方針に盛り込む事項＞

- 加害行為の自覚を促すなど沈静化を図る観点からの対応への配慮
- 加害者の更生のための指導に関する調査研究の進捗状況の明記

7 交際相手からの暴力への対応

＜調査会において指摘された課題等＞

- 若年層への教育啓発については、より積極的に働き掛ける必要があるのではないか。予防の効果測定、対象を絞った形の指導者研修を行うと良いのではないか。
- 住民基本台帳の閲覧制限の対象であることや性犯罪被害があることを認識し、相談対応する必要があるのではないか。

＜基本方針に盛り込む事項＞

- 交際相手からの暴力に関する相談対応の促進、相談窓口の利用の周知
- 啓発活動への理解の促進
- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象の明記

8 関連する問題への対応

＜調査会において指摘された課題等＞

- 母子への支援において子どもは同伴児の扱いであるが、児童虐待の対応についても、現場では一体で考え、ネットワークによる支援を行うことが必要ではないか。また、子どもに対する援助については、市町村の役割が大きくなっていることから、市町村との連携が必要ではないか。
- 被害者が抱える困難、課題の複合性から関係機関の連携協力が重要であり、特に高齢者虐待や障害者虐待と絡み合ったケースでは、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法における対応との効果的な連携方策が必要であるのではないか。

＜基本方針に盛り込む事項＞

- 虐待を受けた子どもやその家庭に対する市町村による援助
- 配偶者からの暴力等の被害者が高齢者又は障害者である場合の対応

9 その他（法制関係）

＜調査会において指摘された課題等＞

- 市町村の取組に関しては、政令市への支援センター設置義務や設置促進の規定化が考えられるのではないかな。
- 人権政策全体の中で、女性に対する暴力根絶の理念や女性支援の原則を打ち出した枠組みなど、研修、啓発、被害者救済に関する包括的な法律も視野に入れた議論が考えられるのではないかな。女性に対する暴力とファミリーバイオレンスの両方を捉えることも考えられるのではないかな。
- 人工妊娠中絶の場合における配偶者の承諾に関する規定（母体保護法）の見直しが考えられるのではないかな。

平成25年11月6日
内閣府男女共同参画局

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改正に関する意見募集の結果の概要

1 概 要

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改正に関し、以下のとおり意見募集を行った。

(1)意見募集期間：平成25年10月1日(火)から10月18日(金)まで

(2)意見提出方法：電子メール、郵送、ファックスのいずれか

2 提出件数

意見総数：30件(メール 14件、FAX 15件、郵送 1件)

※ このうち、個人からは9件、団体からは16件の意見が寄せられた。

3 意見の概要等

※ 1件につき複数の意見がある場合、内容別にそれぞれ計上したため、内訳の合計と総数は一致しない。

	件数	割合
1 基本方針全般について	6	4.2%
2 配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員について	11	7.7%
3 配偶者等からの暴力の発見者による通報等について	8	5.6%
4 被害者からの相談等について	8	5.6%
5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等について	3	2.1%
6 被害者の一時保護・保護について	20	14.1%
7 被害者の自立の支援について	21	14.8%
8 保護命令制度の利用について	5	3.5%
9 関係機関の連携協力について	3	2.1%
10 職務関係者による配慮・研修について	16	11.3%
11 苦情の適切かつ迅速な処理について	1	0.7%
12 教育啓発について	6	4.2%
13 調査研究の推進等について	2	1.4%
14 民間団体に対する援助等について	3	2.1%
15 その他(上記以外の内容について)	29	20.4%
合 計	142	100%

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針」の一部改正案（概要）

1 改正の背景

（１）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）については、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者の保護のための施策を講ずる必要があるものとして、平成 25 年 6 月、議員立法により改正が行われた。

今回の法の改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係にある共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法の規定を準用することとされるとともに、法の題名中「保護」を「保護等」に改めるなどの所要の規定の整備が行われた。

なお、改正法である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 1 月 3 日）から施行されることとなっている。

（２）基本方針の改正

改正法の趣旨を踏まえるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年 1 月 11 日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）第 3－1 に規定する基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を行い、その結果に基づき、基本方針を改正する。

2 現行の基本方針と改正案の主な違い

（１）今回の法改正に伴う変更点

- ア 基本方針の題名中「保護」を「保護等」に変更
- イ 法改正に伴う準用の項目の追加（第 1－3（１）、別添保護命令の手続）

（２）配偶者暴力に係る制度・施策等に関する変更点

- ア 現時点における自治体の基本計画の策定数、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、保護命令の発令件数等の数字の更新（第 1－2）
- イ 配偶者からの暴力等の被害者が高齢者又は障害者である場合の対応の追加
 - （ア） 配偶者暴力相談支援センターが高齢者虐待及び障害者虐待にも該当する事案を把握した場合の市町村への通報、その後の被害者に対する支援に関する市町村との連携等の追加（第 2－3（２）、4（１）イ）

- (イ) 高齢者虐待及び障害者虐待にも該当する事案に係る一時保護施設委託先の確保における市町村との連携について追加（第2－6（2）オ）
- ウ 被害者からの相談に対し、警察がとり得る各種措置を教示し、被害者の意思決定を支援することを明記し、また、被害者が被害の届出をしない場合の措置について追加（第2－4（2）ア）
- エ 外国人住民にも住民基本台帳制度が適用されることとなったため、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が外国人住民も対象となることを追加（第2－7（2））
- オ 配偶者からの暴力及びストーカー行為等に加え、児童虐待及びこれらに準ずる行為も住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となることを追加（第2－7（2））
- カ 父または母が保護命令を受けた児童についても、児童扶養手当の支給が可能となることを追加（第2－7（3）エ）
- キ 保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に関する追加
 - (ア) 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し保護命令制度の説明を行う際、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するように事情を申し出ることが可能であること等について、説明する必要があることを追加（第2－8（1）ア）
 - (イ) 被害者が一時保護所、婦人保護施設等を退所する場合や、遠隔地へ避難する場合等において、配偶者暴力相談支援センターが被害者の住所又は居所を管轄する警察や、新たな避難先となる地方公共団体と連携することに関する追加（第2－8（2）イ、9（4））
 - (ウ) 保護命令制度の利用に関して、配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察等が参加する協議会等の場での検討が望ましい旨を追加（第2－9（2）イ）
- ク 在留資格の取消を行わない場合の具体例に「配偶者からの暴力を理由として、一時的に避難又は保護を必要としている場合」が該当することを追加（第2－10（1）ウ）
- ケ 民間団体との連携や教育啓発、調査研究の推進等に関する追加等
- コ その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の2

4 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成25年12月下旬

施 行：平成26年1月3日